

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」に関する意見

．基本的考え方

市場環境がインフラを含めて独占から競争へ移行する中で、将来的にはNTT法廃止・完全民営化をお願いしたいが、当面は、昨年7月の再編成の枠組みの中で、持株会社方式によるグループ運営のメリット^(注)を活用し、我が国の「IT革命」の推進と国際競争力の強化に積極的に貢献していく考えである。

しかしながら、目下、次のような課題が生じてきている。

- (1) 政府保有株の放出が現在のペースで進めば、2～3年のうちに、政府保有株比率がNTT法の保有義務（1/3）に達するばかりでなく、外資保有比率がNTT法の上限（1/5）に達すると想定される。
- (2) NTTは再編成の目的であった国際進出を着実に実施しているが、更なる国際進出を図るためには、外資規制や新株発行規制が制約となる。
- (3) 接続料問題については一定の決着が図られたが、2002年には再協議が予定されており、その内容如何によっては東西地域会社は経営上重大な影響を受ける。
- (4) インフラの独占を前提とした現在の規制方式は、再編成論議の時には予想していなかったアクセス系の光インフラを競争下で整備し本格的にサービスを導入する時代に適合しなくなっている。また、この問題の解決は、政府が推進する「IT革命」の実現に不可欠である。

（注） グループ運営のメリット

再編成の目的は、グループ運営による国際競争力の強化

IT事業は急成長・変動期にあり、グループ運営の下でグループ各社の形態を機動的・弾力的に変更していくことが必要

東西地域会社のスリム化のためには、グループ運営の下で人員流動等を行うことが必要

グループ運営の下での一元的な研究開発体制が国際競争力の源泉

NTTの株価はグループ運営を前提に形成されており、資本分離論は政府保有株の円滑な放出に支障

．具体的な要望事項

1． 株式関係規制等の緩和・撤廃

(1) NTT法の株式関係規制については、海外M&A等のグローバルな事業展開を機動的に行えるよう、できる限りの緩和・撤廃が必要である。

株式の政府保有義務 (1 / 3 以上)

外資規制 (1 / 5 未満)

新株発行認可制

(2) これに加えて、欧米並みのグループ経営が可能となるよう商法・税法等の整備が必要である。

商法関連

・ 海外M&Aの際に必要な自己株式取得の弾力化

・ トラッキング・ストック等株式の多様化

・ 子会社役員等に対する持株会社株式の付与等ストック・オプションの弾力化等

税法関連

・ 連結納税制度の導入 等

2． 競争下におけるユニバーサルサービスの確保の在り方

(1) NTTは今後ともユニバーサルサービスの提供に努めていくが、競争が進展する中で、独占を前提にNTTにのみユニバーサルサービスの提供義務を課す現在の構造を維持することは困難であり、競争下でユニバーサルサービスを維持する仕組みの導入が必要である。

(2) 上記の仕組みづくりに当たっては、ユニバーサルサービスの対象範囲・求められる水準等を明確にすることが必要である。

(3) 具体的な仕組みの在り方については、NTTとしても、今後検討を進めていくが、その際には、現在の料金体系 (級局別・事住別の基本料体系、基本料と通話料の対象範囲等) の在り方についても、諸外国の例も参考にしつつ検討していく考えである。

(4)また、競争の進展に合わせて、機動的・弾力的な事業運営により、ユーザーズの高度化・多様化に応えるため、NTT法の規制(事業計画、利益処分、役員選解任の認可制)の早期撤廃や東西地域会社に対する一層の規制緩和が必要である。

3. 競争下でアクセス系光インフラの整備を促進するための競争政策の確立

(1)光インフラはメタルと異なり当初から競争下で構築されてきており、電話のようにNTT法でユニバーサルサービス規制をするという枠組みではなく、光のための自由競争に基づくルールを事業法の下で整備することが必要である。

(2)新たな競争政策の策定に当たっては、多様なサービス提供者が、NTTをはじめとする複数の事業者が保有する光インフラを利用して、高度で多様な光利用アプリケーションを開発する等により、新たな光需要を早急に立ち上げることができる仕組みを構築することが必要である。

なお、「光時代を展望したNTTの取組みと課題」については、別冊のとおりである。

光時代を展望したNTTの取組みと課題

1. 基本的な視点

■ 市場環境の急激な変化

- ①固定電話からインターネット、移動体へ急激に需要がシフト
- ②グローバル化、サービスのシームレス化が進展し、世界を一つの市場とする競争が鮮烈化

■ 国民の期待

- ①超高速インターネットサービスの提供(静止画からTV並みの動画へ)
 - ②世界水準の低廉な料金
- } 我が国のIT革命の推進
※IT戦略会議では「5年以内に米国を超える」のが目標

■ 技術の動向

- ①アクセス網の高速化技術は、ケーブルモデム、DSL※、FWA※等の既存中速技術に加え、光アクセス技術(光PDS※等)が商用化段階に
- ②中継網については、光インフラは整備済であり、WDM※技術等により超高速化・大容量化需要に対応可能

2. 競争下での光ネットワーク(インフラ)の整備

- 光ネットワークは、今後とも「競争下」で構築されていくものであり、公社時代に独占的に構築されたメタル回線とは、競争環境が大きく異なる。

- ①NTTは、き線点までの光インフラ整備を推進してきたが、ラスト・ワン・マイル(き線点以降)の整備は今後の課題

【現在の光インフラの整備状況(99年度末)】

中 継 網		ほぼ100%光化完了
ア ク セ ス 網	き線点 まで	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネスエリアは、政令指定都市等93%、人口10万以上の都市72%をカバー • 全エリアでは、政令指定都市等56%、人口10万以上の都市31%、その他14%をカバー
	き線点 以降	一部のビジネスエリアのみ

(注)ビジネスエリアとは、事務用加入者の比率が50%以上のエリア

※ DSL(Digital Subscriber Line) デジタル加入者回線
FWA(Fixed Wireless Access) 加入者系無線アクセス・システム
PDS (Passive Double Star) ファイバ共有により低価格化を実現する技術
WDM (Wavelength Division Multiplexing) 波長分割多重

②光ネットワークの整備は、多様な主体による取組みが開始されている。

・光ファイバの敷設距離で比較するとNTTよりもNCCの方が長いという統計もある。

【地域アクセス網の敷設距離(99年度末)】

(単位: 千Km)

メタル		1027	メタルの大半はNTTの敷設
光ファイバ		220	
内訳	NTT	79	郵政省「21世紀における情報通信ネットワーク整備に関する懇談会」中間報告書(H12. 6.30)をもとに作成
	NCC	141	

- ・通信会社の他にも、電力会社、鉄道会社等が光ファイバを貸出し
(提供例: 東京電力、中部電力、営団地下鉄、近鉄 等)
- ・建設省、地方自治体等が公的資金で光ファイバを整備し、民間に貸出す動き
(提供例: 東京都(下水道)、川崎市(下水道) 等)

■ NTTは構築した光ネットワーク(インフラ)を、次のとおり「ビジネスベース」で提供していく考え

- ① 光ネットワークは需要に応じて整備していく。
- ② 光ネットワークの利用料金等は、競争下で市場原理に基づいて決定
- ③ 光ネットワークを、多くの方々に幅広くお使いいただくことにより、新しいビジネスの創出等に貢献

現行の指定電気通信設備規制は光には適用せず、利用条件は個々の要望に応じて個別に協議

(注) 光ファイバの整備は民間主導が原則と考えるが、これを補完する意味で国等の判断で整備されるのであれば、NTTもそれを利用してサービスを提供することを検討する。

■ 競争環境の更なる整備(線路敷設の円滑化)

- ・ 競争下で光ネットワークの整備を促進するため、NTTは、既に電柱・管路等の利用条件、手続等を公表し、相当の実績をあげているが、今後ともその促進に努めていく。
- ・ 更なる円滑化のためのルールの整備にあたっては、NTTだけでなく、電力会社、鉄道会社等の公益事業者や国・地方自治体等の保有する電柱・管路等の設備も視野に入れた検討が必要

3. 世界に先駆けた光サービスの提供と料金の低廉化

- NTTは、本年12月を目途に、世界に先駆けて、最大10Mb/sの高速光インターネット接続サービスを1万円程度で提供。この他、①アパート・マンション向けの廉価なサービス(4～5千円程度)や②高スループットメニューサービスも提供し、サービスの多様化に努めていく。

○高速光インターネット接続サービス

- ・最大10Mb/sを月額1万円程度(収容局単位での接続)、月額13,000円程度(県単位での接続)の定額制で試験提供
- ・東京23区、大阪市内の一部地域から開始。2002年度中に政令指定都市まで、2003年度中には県庁所在地級都市までの拡大を目標。需要等を勘案し更なるエリア拡大を検討

- 光サービスの他にも、DSLやISDNを利用したフルラインアップのインターネット接続サービスを、世界水準の低廉な料金で提供することを目指す。

①DSLサービス

<アナログ電話対応型>

- ・本格サービス提供時(2000年12月)に、
 - i) 現在の月額5,100円(収容局単位)を値下げ
 - ii) 新たに県単位のサービス(地域IP網利用)を提供
- ・今年度中に東京23区、大阪市及び一部の県庁所在地級都市へ拡大。需要等を勘案し、2002年度には概ね全国拡大を目指す。

<ISDN対応型>

- ・ISDN対応型のDSLサービスを年度内にもサービス提供を開始

②フレッツ・ISDN

- ・早期に現在の月額4,500円(県単位)を値下げ
- ・今年度中に県庁所在地級都市に加え、大半の市制施行都市へ拡大。需要等を勘案し、2002年度には概ね全国拡大を目指す。

③加入電話への準定額制の導入

- ・本年10月より、現行のISDN用i・アイプラン(準定額制※)を、加入電話へ拡大
※1,200円/月で3,000円相当(最大15時間)、3,000円/月で7,500円相当(最大37.5時間)

4. IT時代に向けた研究開発の推進と情報流通プラットフォームの提供

- NTTは、光の特徴を活かした革新的なアプリケーション創出を目指し、これを支える通信技術、情報流通プラットフォーム技術の研究開発を推進

- ①DoPN(Data over Photonic Network)
(光アクセス技術、光ルータ技術、自律的ネットワーク再構成技術 等)
- ②リッチインターネット
(著作権管理(電子透かし等)技術、認証・決済技術、大容量コンテンツ配信技術 等)
- ③シームレス・フル・グローバル
(電話・IP融合技術、固定・移動融合技術、ホームゲートウェイ技術 等)

■ NTTグループ各社は、他企業とも連携しつつ、インターネット上で展開されるECビジネス等の情報流通プラットフォームの構築やコンテンツ・アプリケーションの流通を促進することにより、情報流通ビジネスの活性化に貢献

- ①情報流通プラットフォームの構築
(認証、課金、決済のプラットフォーム 等)
- ②ユーザ企業等のIT化支援
(データセンタサービス、ASPサービス 等)
- ③コンテンツ・アプリケーション流通
(コンテンツ配信<ネットゲーム、音楽配信>、ショッピングモール 等)
- ④家庭のIT化支援
(ホームゲートウェイを中心とした家庭のIT化推進支援 等)

■ 移動系インターネットサービスの普及と高度化推進

- ①「iモード」によるモバイルインターネットの普及と高度化・多様化
(2000年8月末で1,100万契約)
- ②世界に先駆けた「IMT-2000」の導入による高速化・高度化
(2001年5月より世界に先駆けて開始予定)

5. 東西地域会社の財務基盤の確立

- 東西地域会社は、世界水準の低廉な料金の実現、光ネットワーク(インフラ)の整備、ユニバーサルサービスの確保の役割を果たすため、最大限の経営効率化に努めることはもとより、持株会社のリソース・アロケーション機能を活用して、東西地域会社のコストダウンにNTTグループ全体として取り組む。
- 電話からインターネット等へ市場構造が急速に変化する中で、競争の進展に対応し、ユーザニーズの高度化・多様化に応え、弾力的なサービスの提供ができるよう一層の規制緩和が必要
- 東西地域会社の在り方については、我が国のIT革命を推進するための新しい競争ルールの下における財務構造を見極めつつ、更に検討していく考え

(参考) これまでの競争ルールの整備と競争の進展

- 非対称規制(接続ルール、プライスカップ制等)の導入や再編成の実施等により、諸外国と比べて遜色のない公正な競争条件の整備が図られている。

1997年11月	<p>接続ルールの整備</p> <p>(指定電気通信設備を設置するNTTに対する非対称規制の導入(接続条件・料金の約款化、接続会計の導入、網機能提供計画の公開))</p>
1999年7月	<p>NTT再編成の実施</p> <p>(役員兼任、人事交流、資金調達、資材調達、接続形態、接続条件、取引条件、営業体制、顧客情報等について、公正競争条件を整備)</p>
2000年中	東西地域会社の事業者間接続料金への長期増分費用方式の導入
2000年10月	東西地域会社のユーザ料金へのプライスカップ規制の導入
2000年度目途	番号ポータビリティの導入
2001年5月予定	優先接続制度の導入

- 競争ルールの整備により、市内を含む全分野で競争が進展

県間通話	・完全な競争市場
県内市外通話	・GC接続の進展(98年:20%→2000年:80%)によって県間と同様の競争市場へ
市内通話	<ul style="list-style-type: none"> ・TTNet等地域系事業者の参入 (TTNet: 関東エリアの12%、QTNNet: 九州エリアの8%) ・長距離系NCCの全国的参入(2001.5~)表明
市内アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市部におけるNCCの直取サービス、外資系事業者の参入 ・CATVによるインターネット等への参入

[NTTシェアの状況]

	95年度	98年度
県間通話	68%	51%
県内市外通話	94%	84%
市内通話	100%	96%